

第1節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和7年4月1日現在、全国に720消防本部、1,716消防署が設置されている（**資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3**）。

消防職員数は16万9,730人（うち女性消防職員数は6,993人）で、このうち消防吏員数は16万8,230人（うち女性消防吏員数は6,386人）であり、年齢階層別の消防吏員数は、36歳から40歳までの階層が2万4,121人（14.3%）と最も大きい割合を占めている（**第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3、資料2-1-4**）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村（以下、本章において「常備化市町村」という。）と、〔2〕消防団のみが存する町村（以下、本

章において「非常備町村」という。）がある。

令和7年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村あり、非常備町村は29町村（7都県）存在する。非常備町村は、地理的な要因から非常備である地域が多く、1都3県の21町村（非常備町村全体の72.4%）は島しょである（**資料2-1-5**）。

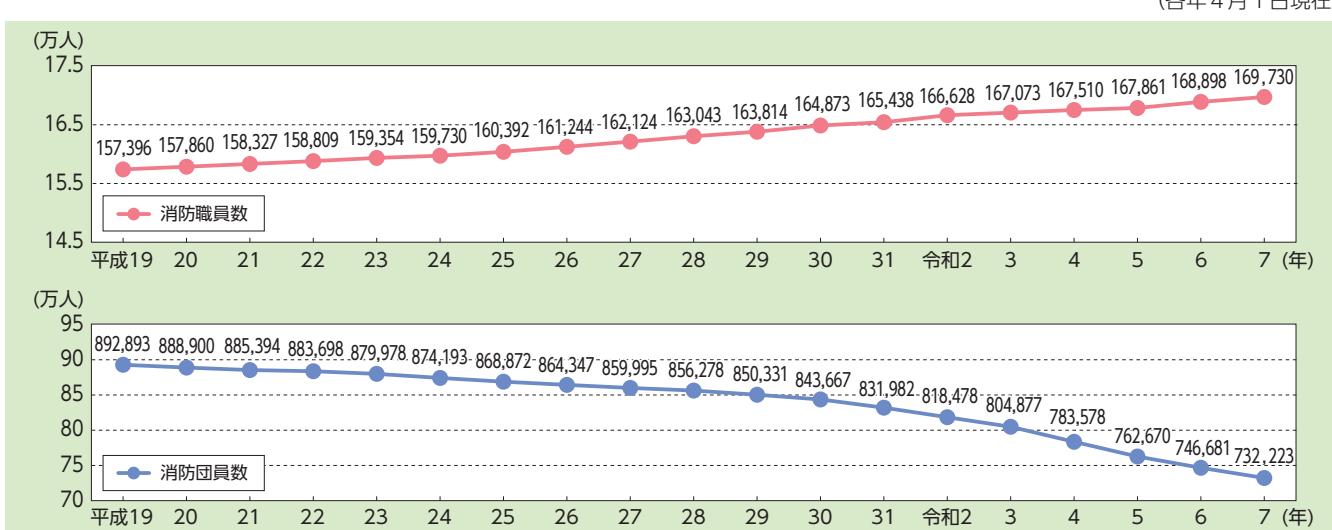
一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は288本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,114市町村（372市、601町、141村）は常備化市町村全体の65.9%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は144市町村（39市、86町、19村）であり、常備化市町村全体の8.5%に相当する（**第2-1-2図**）。

(2) 消防団

令和7年4月1日現在、全国の消防団数は2,169団、消防団員数は73万2,223人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（**第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3**）。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら

第2-1-1図 消防職団員数の推移



- (備考) 1 消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成
3 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。
4 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

(令和7年4月1日現在)

消防本部数		市町村				常備／非常備	
		市	町	村			
720	1,690市町村	1,690	793	736	161	常備市町村	
単独	432市町村	432	382	49	1	単 独	設置方式
一部事務組合等	1,114市町村	1,114	372	601	141	一部事務組合等構成	
	144市町村	144	39	86	19	事務委託	
		29	—	7	22	非常備町村	
		1,719	793	743	183	合計	

- (備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
2 東京23区は1市として単独消防本部に計上
3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

も、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている（消防団の組織体制等については、特集5を参照）。

2 消防防災施設等

（1）消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（資料2-1-6）。

（2）消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着することが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア 119番通報

令和6年中の119番通報件数は、1,014万1,584件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の72.4%を占めている（資料2-1-7）。

近年では携帯電話・IP電話による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が57.8%、IP電話が23.0%となっている（資料2-1-8）。

（ア）119番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位置情報が通知される。固定電話からの通報では利用者の住所、携帯電話からの通報ではGPS測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。

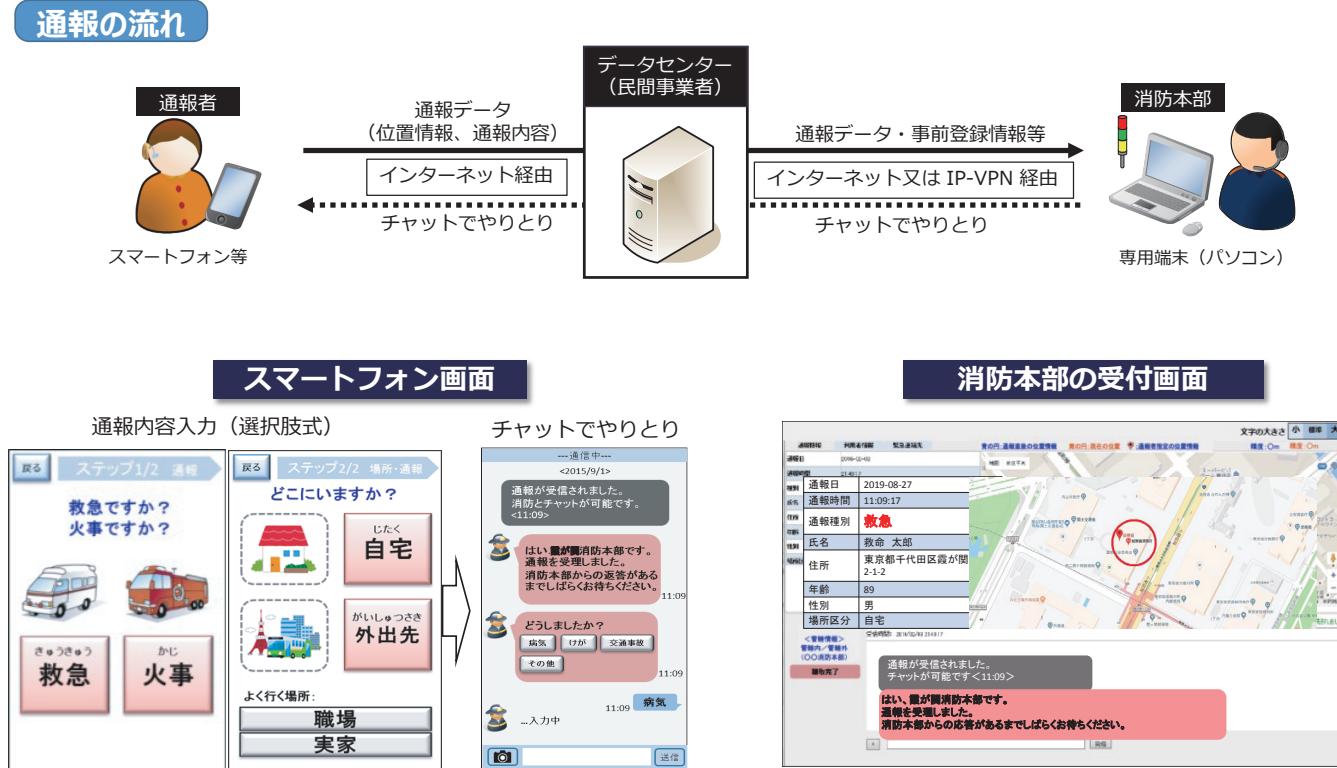
（イ）音声によらない通報

消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国どこからでも緊急通報を行うことができる環境の整備を進めている。

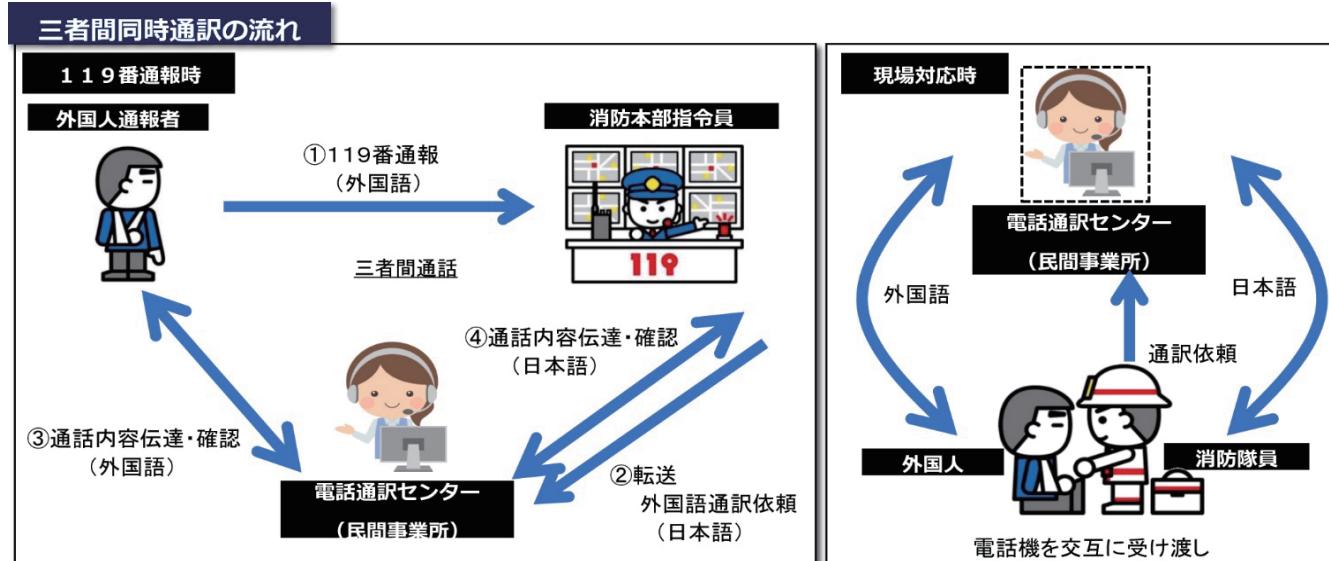
聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双方向につなぐ「電話リーサービス」があり、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に基づく公共インフラとして、令和3年7月から全国でサービスが開始された。119番通報にも対応しており、聴覚・言語障害者が電話リーサービスを利用して全国どこからでも消防へ通報することができる。さらに令和7年1月より電話リーサービスによる文字表示電話サービス「ヨメテル」が開始され、音声が聞き取りづらいといった状況においても文字により内容を確認することが可能となった。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず119番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「NET119緊急通報システム」があり、令和7年4月1日現在、720消防本部中659消防本部（91.5%）

第2-1-3図 NET119の流れ



第2-1-4図 三者間同時通訳の流れ



が導入済みである（第2-1-3図）。

(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、24時間365日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる（第2-1-4図）。

イ 消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令といった、消防指令センターにおける一連の消防指令業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い消防を取り巻く社会のICT環境が大きく変化しており、消防指令システムについてもこれらの変化に対応するため、消防庁では、外部システムとのデータの出入り口（インターフェイス）に係る標準仕様を策定した。

(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、258万5,799個であり、うち消火栓は201万4,237個、防火水槽は55万2,081個である（[資料2-1-9](#)）。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備が進められているほか、近年は消防水利の老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消防水利の充実を図ることとしている。

3 消防財政

(1) 市町村等の消防費

ア 消防費の決算状況

令和5年度の消防費決算額（東京消防庁を含む。）は2兆1,038億円で、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると5.9%増となっている。令和5年度の1世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は3万4,614円であり、住民1人当たりでは1万6,846円となっている。市町村の普通会計歳出決算額66兆8,552億円に占める消防費決算額（東京消防庁を除く。）の割合は2.9%となっている（[資料2-1-10](#)）。

イ 消防費の性質別内訳

令和5年度消防費決算額2兆1,038億円の性質別内訳は、人件費1兆4,344億円（全体の68.2%）、普通建設事業費3,323億円（同15.8%）、物件費2,408億円（同11.4%）となっている（[資料2-1-11](#)）。

(2) 消防費の財源

ア 財源構成

令和5年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆8,006億円（全体の85.6%）、次いで地方債2,130億円（同10.1%）、国庫支出金198億円（同0.9%）となっている（[資料2-1-12](#)）。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、令和7年度の単位費用は1万2,300円となっている。

ウ 地方債

消防防災施設等の整備には多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等の事業を緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、施設整備事業（一般財源化分）、一般事業、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

エ 国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下、本節において「施設補助金」という。）や緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下、本節において「緊援隊補助金」という。）等がある（[資料2-1-13](#)、[資料2-1-14](#)）。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1又は2分の1の補助を行っている。緊援隊補助金については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

令和7年度当初予算額については、施設補助金は13.7億円、緊援隊補助金は49.9億円となっている。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市町村支弁金等がある。

(3) 都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、令和5年度における決算額は1,476億円であり、令和5年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.3%である。

(4) 消防庁予算額

ア 令和7年度当初予算

消防庁の令和7年度の当初予算額は、一般会計分と復興特別会計分を合わせて134.1億円の予算を確保している。このうち、一般会計予算の規模は、126.2億円となっており、人件費を除く事業費ベースでは、109.3億円である。また、令和6年度補正

予算で100.3億円措置されている。

主な事業として、能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化58.0億円、消防防災分野のDX・新技術の推進8.4億円、消防団や自主防災組織等の充実強化7.8億円、常備消防等の充実強化16.0億円となっている（第2-1-5図、資料2-1-15）。

なお、予算額には、デジタル庁への一括計上予算が含まれている。

イ 復興特別会計予算

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧や、福島原発事故に伴い設定された避難指示区域における消防活動の確保のため、復興庁の東日本大震災復興特別会計の令和7年度当初予算において、7.9億円の措置を講じている（第2-1-5図、資料2-1-15）。

- 消防防災施設災害復旧費補助金（4.2億円）
- 消防防災設備災害復旧費補助金（0.1億円）
- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（3.6億円）

第2-1-5図 令和7年度消防庁予算の概要



<主な重点取組事項>

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化 58.0億円

【緊急消防援助隊の充実強化】

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金

- ・緊急消防援助隊の部隊強化に資するため、車両・資機材等の整備を促進

49.9億円



【消防ポンプ自動車】

○ 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練の実施

- ・緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、地域ブロック合同訓練を実施（全国6箇所で実施）

1.0億円



【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練
(令和6年11月 関東ブロック)】

（参考）令和6年度補正予算で措置

【能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化】

- | | |
|------------------------|--------|
| ・小型・軽量化された車両・資機材の整備 | 26.1億円 |
| ・無人走行放水ロボット等の整備 | 5.1億円 |
| ・大規模災害時に活用する特殊車両等の充実整備 | 9.5億円 |
| ・緊急消防援助隊全国合同訓練 | 1.2億円 |

【緊急消防援助隊の充実強化】

R7当初予算+R6補正予算:93.9億円

※消防庁へリ(2.2億円)除く (+23.2億円)

（参考）

R6当初予算+R5補正予算:70.7億円

※消防庁へリ(30.8億円)除く

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化（続き）

【消防団の更なる充実強化】

○ 消防団の力向上モデル事業

- 能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組や女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援するほか、デジタル技術の活用促進、準中型免許等の取得環境の整備など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進

(拡充)3.8億円

(+0.2億円)



【デジタル技術の活用促進】【女性の活動環境整備】



【資機材取扱訓練】 【免許等取得環境の整備】

(参考)令和6年度補正予算で措置

【能登半島地震等を踏まえた消防団の更なる充実強化】

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ・ 消防団への救助用資機材等搭載型消防車両の無償貸付 | 20.2億円 |
| ・ 救助用資機材等の整備に対する補助 | 2.5億円 |
| ・ 消防団災害対応高度化推進事業（消防団員に対するドローン講習） | 0.7億円 |

20.2億円
2.5億円
0.7億円

【消防団等の充実強化】

R7当初予算+R6補正予算:31.2億円

(+1.0億円)

(参考)

R6当初予算+R5補正予算:30.2億円

2. 消防防災分野のDX・新技術の推進

8.4億円

○ 競争的研究費

- 消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材などの革新的技術についての官民連携による実用化に向けた研究開発を推進

(拡充) 2.3億円

(+0.9億円)

【今後想定される研究開発の例】
消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材の研究開発

○ 市街地火災による被害を抑制するための研究開発

（火災延焼シミュレーションの高精度化）

- より効果的な消火戦術の検討に向け、出火箇所と気象条件から火災の延焼被害を予測・図示するツールの機能の充実

0.8億円



【火災延焼シミュレーション結果】

○ AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討

- 危険物施設におけるデジタル機器等を活用した遠隔監視の実施に向けた基準のあり方を検討

0.7億円



【デジタル機器等の使用範囲の明確化】

○ 災害時の映像共有システムの本格運用

- 消防庁、自治体で災害の映像情報を共有するとともに、内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)との接続により、映像情報を関係府省庁とも共有

0.2億円



【消防庁映像共有システムの運用イメージ】

(参考)令和6年度補正予算で措置

- マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進
- 無人走行放水ロボット等の整備
- 消防研究センターにおける研究の充実強化
- 消防指令・業務システムの標準仕様の更新（能登半島地震を踏まえた耐災害性強化等）
- 消防団災害対応高度化推進事業（消防団員に対するドローン講習）
- 水素等のGX新技術に係る危険物規制のあり方の検討

20.6億円
5.1億円
1.6億円
1.0億円
0.7億円
0.1億円【消防防災分野のDX・新技術の推進】
R7当初予算+R6補正予算:37.6億円

(+15.4億円)

(参考)

R6当初予算+R5補正予算:22.2億円

3. 消防団や自主防災組織等の充実強化**7.8億円**

- 消防団の力向上モデル事業 **【再掲】(拡充) 3.8億円
(+0.2億円)**



【消防団員募集ポスター】

- 消防団加入促進広報の実施 **1.4億円**

- 女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化



【自主防災組織等立ち上げ支援】 【災害対応訓練】

- 自主防災組織等活性化推進事業 **1.0億円**

- 地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育、女性の視点を反映させた取組など

自主防災組織等活性化のための取組を実施

【消防団等の充実強化】
R7当初予算+R6補正予算:31.2億円
(+1.0億円)
(参考)
R6当初予算+R5補正予算:30.2億円

4. 常備消防等の充実強化**16.0億円**

- 消防防災施設整備費補助金(耐震性貯水槽など) **13.7億円**

- 耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進



【アドバイザー育成研修のイメージ】

- ドローン活用人材育成事業 **0.1億円**

- 各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施

5. 火災予防対策の推進**3.6億円**

- 住宅防火対策等の推進 **0.2億円**

- 感震ブレーカーの普及加速など、住宅防火対策(住宅用火災警報器、住宅用消火器等)を総合的に推進



【住宅防火対策の推進】

- 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 **0.4億円**

- 海外において日本の規格・認証制度及び消防防災製品の普及推進

【消防防災製品の普及推進
(国際消防防災フォーラム
令和6年2月 カンボジア)】

6. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

12.9億円

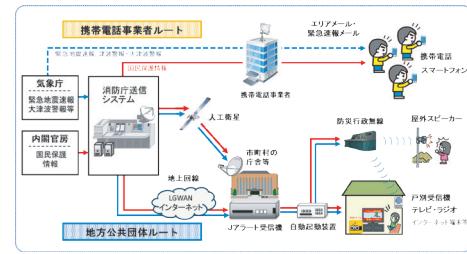
○ 広域避難の検討に係る支援

- 沖縄県及び先島5市町村における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウも活用しながら関係者間の調整を実施

○ Jアラートの確実な運用と安否情報システムの稼働体制の確保

0.1億円

3.8億円



【Jアラート発信(イメージ)】

7. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進

7.5億円

○ 女性消防吏員の更なる活躍推進等

(拡充)0.7億円

- 女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組の検討会を開催するほか、(+0.1億円)
女性消防吏員比率の向上のため、SNS広告等の有効な広報活動を展開

○ 消防団の力向上モデル事業

【再掲】(拡充)3.8億円

(+0.2億円)



【女性消防吏員の採用ポスター】

4 常備消防体制整備の課題

(1) 消防力の整備

「消防力の整備指針」（平成12年1月12日総務省消防庁）は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき整備水準を定めたものである。各市町村は本指針に定める内容を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消火活動時における消防隊員の安全性向上のため、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定している。

対象は消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴、防火帽等で、消火活動に必要となる一定の性能等を定めているほか、安全な着装方法やメンテナンスなどの取扱い上の注意事項を明記している。

なお、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会の下部組織である分科委員会（ISO／TC94／SC14）において、新たな国際規格が作成されたこと等を受け、令和3年7月から本ガイドラインの見直しに関する検討を行い、令和4年3月に本ガイドラインを改定した。